

不在者投票事務について（お願い）

この度当町で行われる選挙については、不在者投票期間（告示日の翌日から投票日前日まで）が4日間と大変短く、事務については早急に行っていただく必要があります。

事務局としても迅速に処理を進めて参りますので、不在者投票管理者の皆様のご協力をお願いいたします。

○不在者投票の請求及び発送について

- ・投票用紙等は、「請求書甲用紙」及び「請求書兼送付書乙用紙」の太線枠内に必要事項を記載の上、持参または郵送により請求してください。
- ・請求については7月15日（告示日）以前でもお受けいたします。
- ・投票用紙等は7月14日以降に発送する予定です。

（※7月15日中に投票用紙が届いた場合でも、投票行為は7月16日以降にお願いいたします。）

- ・請求書をFAXで事前に送付していただければ、早めに発送準備を行うことができますので、ご協力をよろしくお願いします。ただし、発送は請求書が本町に届き次第となります。

○投票後の返送について

- ・投票用紙を返送する際は、「送付書甲用紙」及び「請求書兼送付書乙用紙」の二重線枠内に必要事項を記載の上、持参または郵送してください
- ・郵便による返送については、レターパックまたは速達郵便でお願いします。

○請求及び返送期限について

不在者投票は投票日の前日（7月19日）が期限ですが、集計事務等の都合上、7月18日までは投票をしていただき、7月19日には選挙管理委員会に届くようお願いします。

○事務手数料について

不在者投票をされた選挙人1人につき1,073円を不在者投票取扱事務手数料としてお支払いします。投票用紙発送時に「不在者投票事務取扱手数料請求書」、「振込依頼書」を同封しますので、投票用紙等と一緒にご返送いただくか、投票後20日以内を目安に選挙管理委員会にお届けください。

○同封書類について

同封している各用紙について数が不足する場合は、恐れ入りますがコピーしてご使用ください。

智頭町選挙管理委員会事務局（担当 国本）

〒689－1402

鳥取県八頭郡智頭町大字智頭 2072 番地 1

TEL 0858-75-4111

FAX 0858-75-1193